平成２９年（フ）第２４０号
滋賀県甲賀市甲賀町五反田830番地、申立時の住所滋賀県甲賀市信楽町下朝宮575（小倉繁昌方）
債務者　中尾　鹿平
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２４７号
滋賀県守山市水保町1465番地の11
債務者　金田　圭司
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５５号
滋賀県彦根市平田町115番地（105号）、前住所滋賀県彦根市地蔵町12番地29
債務者　岡田　俊彦
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第６１号
滋賀県蒲生郡日野町大字山本776番地163　ＳＥＩＫＯ’Ｓマンション日野101号
債務者　前田　勝己
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１０２号
滋賀県近江八幡市中小森町490番地12、前住所滋賀県近江八幡市加茂町310番地11
債務者　火之浦真弓
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１０３号
滋賀県東近江市躰光寺町1562番地１　プレクール105号室
債務者　西田由美子
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１１１号
滋賀県彦根市川瀬馬場町1103番地５（103号）
債務者　上田　奈月（旧姓居松・船津）
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１２０号
滋賀県彦根市平田町970－４メゾンブランシュ203号室、前住所滋賀県彦根市小泉町387－３エクレール１号館101・住民票上の住所滋賀県彦根市宇尾町512番地（２号）
債務者　豊富　法子
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１２１号
滋賀県彦根市稲枝町423番地（206号）、前住所滋賀県彦根市平田町827番地10（Ｃ－１号）
債務者　冨江　良子
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１２４号
滋賀県彦根市川瀬馬場町750番地３（Ｃ－101号）
債務者　福山　里恵
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第２９３号
兵庫県加古川市尾上町今福500番地の１ドミールＭ・Ｔ103号、従前の住所兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通３丁目２番15－302号
債務者　出石　智之
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３１４号
兵庫県姫路市大津区天神町２丁目161番地２レオパレス天神110号室、従前の住所兵庫県揖保郡太子町矢田部164番地１　レオパレスＮａｔｕｒａｌｌｙ211号
債務者　日隈　麗美
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３２３号
兵庫県姫路市福沢町70－７　マンション船場401号室、住民票上の住所兵庫県姫路市東雲町３丁目６番地　しののめロイヤルハイツ602号
債務者　絆こと　玄　　仁玉
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３２４号
兵庫県姫路市田寺８丁目12番28－405号コーポ田寺
債務者　前田　久子
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３２５号
兵庫県姫路市香寺町香呂73－１　レオパレスゴールドリバー104、住民票上の住所兵庫県佐用郡佐用町小山77番地
債務者　森崎　朋子
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３６３号
兵庫県姫路市威徳寺町43番地
債務者　田村　信行
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部